

元会員の除名処分について

一般社団法人甲状腺眼症の医療を前進させる患者の会は、以下のとおり当法人の元会員を除名処分としましたので、公表します。

処分の概要

- 1 対象者 元会員 松岡真理（女・高知県香美市土佐山田町）
- 2 処分発令日 令和3年9月19日
- 3 処分の種類 除名処分
- 4 処分の理由
 - 守秘義務違反
 - 当法人の会員に精神的苦痛を与える行為
 - 当法人の運営を妨害する行為
 - 当法人の組織を破壊する行為
 - 当該の元会員の人格を踏まえて当法人及び当法人の会員の安全を守るため
- 5 事案の概要

本件は、元会員 松岡真理が当法人に対して以下の行為を行った事案である。

 - 当該の元会員は、一般社団法人甲状腺眼症の医療を前進させる患者の会（以下、当法人）の会則（守秘義務）に違反し、当法人が対象を会員に限定して公開した当法人の活動上重要な情報を令和3年8月18日付の SNS 記事で公開したことにより、当法人に損害を与えた。
 - 同年8月30日、当法人の会員からの報告で当該の元会員の守秘義務違反を知った代表理事が、当該の元会員に連絡し、当該の記事の守秘義務違反に該当する記述の削除をお願いした。
 - 同年8月31日、当法人は当該の元会員を警告処分とした。
 - 同日、警告処分を受けたことに腹を立てた当該の元会員は、当法人を退会した。

■その後、当該の元会員は、当該の元会員の同年9月12日付の SNS 記事で、当該の元会員の守秘義務違反を当法人に報告した会員を批判する記述をした。

当該の元会員は自らの会則違反を反省せず、当該の元会員の守秘義務違反を報告した会員を否定した。

そして、他の会員からの連絡により当該の記事の問題の記述を見た、当該の元会員の守秘義務を報告した会員に大きな精神的苦痛を与えた。

■当該の元会員の守秘義務を報告した会員からの連絡で事実を知った代表理事が、同会員を守るために、当該の元会員にメッセージを送り、当該の SNS の記事の個所の削除をお願いしたが、当該の元会員はそれに応じなかった。

■当該の元会員の守秘義務を報告した会員は、当該の元会員により、同会員の正しい行いを否定的に書いた記事を公開され、大変な精神的苦痛を受け、当法人を退会した。

■上記の一連の事態を踏まえ、当法人は、当該の元会員への警告処分を撤回し、当該の元会員を除名処分とした。